

岩出町公共下水道事業運営審議会

用語解説資料

平成18年 月 日

事業部下水道課

	・改定率	28ページ
	・借換債	26ページ
	・管渠	12ページ
	・官庁会計	17ページ
キ	・企業会計	17ページ
	・企業債	25ページ
	・起債充当率	26ページ
	・基本使用料	31ページ
	・基本水量使用料	32ページ
ケ	・下水道	10ページ
	・下水道財政研究委員会	17ページ
	・下水道法	13ページ
	・下水道事業計画認可	13ページ
	・下水道整備五箇年計画	14ページ
	・減価償却	22ページ
	・建設改良費	25ページ
	・建設仮勘定	25ページ
コ	・公営企業	16ページ

・ 公共下水道	10 ページ
・ 公共柵	12 ページ
・ 公共用水域	15 ページ
・ 高金利起債の借換	26 ページ
・ 高資本費対策負担金	24 ページ
・ 高度処理	15 ページ
・ 合流式下水道	10 ページ
・ 国庫補助金	23 ページ
・ 固定資産	21 ページ
・ 固定費	28 ページ
・ 個別原価主義	29 ページ
・ コンポスト	16 ページ

◇ サ行

サ ・ 財政収支計画	27 ページ
・ 再生水	16 ページ
・ 最大稼働率	12 ページ
・ 最大排水量	11 ページ
シ ・ 事業報酬	25 ページ

・資産	19ページ
・施設利用率	11ページ
・支払利息	25ページ
・資本的支出	24ページ
・資本的収支	20ページ
・資本的收入	20ページ
・資本取引	20ページ
・資本費	20ページ
・資本・負債	19ページ
・収益的支出	20ページ
・収益的収支	20ページ
・収益的收入	20ページ
・終末処理場	11ページ
・集落排水施設	10ページ
・従量使用料	32ページ
・受益者負担金	23ページ
・循環型社会	32ページ
・償却資産	22ページ

	・使用料体系	27ページ
	・使用料対象経費	27ページ
	・処理人口	14ページ
	・処理能力	11ページ
	・シールド工法	12ページ
	・人口普及率	15ページ
ス	・水洗化	15ページ
	・水洗化普及率	15ページ
	・水量区画	31ページ
ソ	・総括原価主義	29ページ
	・損益計算書	19ページ
	・損益取引	21ページ
	・損益ベース・資金ベース	28ページ

◇ 夕行

タ	・貸借対照表	18ページ
	・耐用年数	22ページ
チ	・地方公営企業	17ページ
	・地方財政法	18ページ

テ	・ 定額法・定率法	22ページ
ト	・ 投資	21ページ
	・ 当初原価配賦の調整	30ページ
	・ 特定排水	31ページ
	・ 特別会計	16ページ
	・ 独立採算制	18ページ
	・ 特例債	25ページ
	・ 都市計画事業認可	14ページ

◇ ナ行

ニ	・ 二部料金制	31ページ
	・ 認可区域	14ページ
ノ	・ 延月世帯数	32ページ

◇ ハ行

ハ	・ 排水設備	12ページ
	・ 発生主義	16ページ
ヒ	・ ピーク責任	30ページ
	・ ビオトープ	16ページ
	・ 費用	24ページ

フ	・普及率	．．．．．	14	ページ
	・新基本計画	．．．．．	3	ページ
	・都市圏	．．．．．	5	ページ
	・分流式下水道	．．．．．	11	ページ
へ	・平均排水量	．．．．．	11	ページ
	・変動需要法	．．．．．	30	ページ
	・変動費	．．．．．	30	ページ
ホ	・補てん財源	．．．．．	24	ページ
	・ポンプ場	．．．．．	12	ページ
◇ マ行				
ミ	・みなし償却	．．．．．	23	ページ
ム	・無形固定資産	．．．．．	21	ページ
◇ ヤ行				
ユ	・有形固定資産	．．．．．	21	ページ
	・有収水量	．．．．．	32	ページ
◇ ラ行				
ラ	・ライニング工法	．．．．．	13	ページ
リ	・流域下水道	．．．．．	10	ページ

ル るいしんていぞうせい・累進逡増制 31 ページ

・累進度 31 ページ

◆ 下水道の施設、工法等に関すること

- ・ **下水道** 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設またはこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体。
- ・ **公共下水道** 主として、市街地の雨水をすみやかに排除し、また汚水を終末処理場で処理して河川等に放流するもので、市町村が事業主体となっていく最も一般的な下水道。
- ・ **流域下水道** 2以上の市町村からの下水を受け入れ処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなる。事業主体は主として都道府県である。
- ・ **集落排水施設** 農業集落及び漁業集落における生活環境の整備を図ることにより、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に寄与するため設置された排水処理施設で、下水道局が管理する公共下水道とは区別される。
- ・ **合流式下水道** 汚水、雨水を分離することなく同一の管渠（合流管）で排除する方式で、古くから下水道事業を行っている都市で採用されていることが多い。

- ・ **分流式下水道** 汚水と雨水を別々の管渠に集めて排除する下水道。この場合、汚水だけが処理施設に入ることになる。
- ・ **終末処理場** 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設。
- ・ **処理能力** 下水処理場が一日に処理できる水量。那賀地域内1カ所の下水処理場の処理能力は、1日当たり **000,000** 立方メートル。
- ・ **最大排水量** 日最大排水量。年間を通じて使用水量の最も多い1日を選び、排水口において、日本工業規格の方法で操業時間において等時間間隔で3回以上流量を測定し、一定の式により算定した量。
- ・ **平均排水量** 日平均排水量。正常操業時において1日1回、週3回以上操業状態が異なる時期を含むように流量測定を行ない、一定の式により求めた量。季節的に大きく排水量が変化する場合は通常の操業時期を対象とする。
- ・ **施設利用率** 施設の処理能力に対する、晴天時一日平均処理水量の割合。

- ・ **最大稼働率** 施設の処理能力に対する、晴天時一日最大処理水量の割合。
- ・ **ポンプ場** 下水は処理場や吐き口まで自然流下が原則であるが、管渠が深くなったり、放流先の水位が高くて自然排水できない場合にポンプで水位を上げるために設ける施設。中継ポンプ場、雨水排水ポンプ場、両用ポンプ場、マンホールポンプ場など。
- ・ **公共枿** 排水設備と公共下水道の接点で、宅地内で集められた下水は、この枿から取り付け管によって下水道本管に排除される。
- ・ **管渠** 排水管または排水渠。
- ・ **排水設備** 下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠等。下水道の供用開始後はその土地の所有者に排水設備の設置義務が課される。
- ・ **シールド工法** 路面の掘削を避けて管渠を築造するため、シールド機を地中で推進させながら鋼鉄または鉄筋コンクリート製のセグメントを組み立てトンネルを築造する工法。
- ・ **改築・更新** 管の改築として更生管工法（さや管工法、反

転工法、製管工法)、防食工法(ライニング工法)、布設替工法(開削工法、改築推進工法)があり、修繕として止水工法(注入工法、リング工法、コーキング工法)、修繕管工法(形成工法、反転工法)、断面修復工法(ライニング工法)、布設替工法(開削工法)がある。

- ・ **ライニング工法** ライニングとは一般的には摩擦を減じたり崩壊や変形を防いだりするために、本体の面に適切な材料を裏付けすることをいう。管修繕のための断面修復工法としてのライニング工法、改築のための更生管工法としてホースライニング工法(反転工法)、防食工法としてのライニング工法がある。

◆ 下水道事業の計画、施策等に関すること

- ・ **下水道法** 流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道並びに都市下水路の設置、その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律。

- ・ **下水道事業計画認可** 公共下水道を設置しようとする場合

には、下水道法の定めるところにより、あらかじめ事業計画を定め国土交通大臣の認可を受けなければならない。

- ・ **都市計画事業認可** 公共下水道の整備に関する事業は、都市計画法に基づき県知事の認可を受けて施行する。

- ・ **認可区域** 公共下水道を設置する計画の対象として事業の認可を受けている区域。

- ・ **下水道整備五箇年計画** 下水道整備緊急措置法に基づき、政府として下水道整備の今後5年間に行うべき実施目標及び事業量を定めることとしている。

- ・ **岩出町長期基本計画** 岩出町基本構想に掲げる都市像達成に向けた施策展開の方向を、総合的、体系的に示す長期計画。7年間を見通しての政策展開の大きな方向、考え方を示し、具体的な施策や事業については、4年間の中期的展望に基づく実施計画で示す。

- ・ **普及率** 下水道の整備状況を表す指標として用いられる。面積普及率、人口普及率があるが、現在ではもっぱら人口普及率が使用されている。

- ・ **処理人口** 公共下水道の供用が開始された区域（処理区域）

内の人口。

- ・ **人口普及率** 総人口（行政人口）に対する処理人口の割合で、下水道整備状況を表す指標となる。

- ・ **水洗化** くみ取り便所のお水洗便所への改造工事または既設浄化槽の切替工事により、その建物（宅地）から出る汚水の排出先を公共下水道に接続すること。

- ・ **水洗化普及率** 公共下水道の供用が開始された区域内で水洗化が済んだ割合。

- ・ **汚水** 生活若しくは事業(耕作の事業を除く)に起因し、若しくは付随する廃水。

- ・ **雨水** 単なる雨水の集まりのみならず雪解け水、湧水等いわゆる自然水をいう。

- ・ **公共用水域** 河川・湖沼^{こしょう}等の公共の用に供される水域。

- ・ **汚濁負荷量** 水量と汚濁物の濃度とを乗じて求めた汚濁量

- ・ **高度処理** 通常行われる二次処理よりも高度な水質が得られる処理。二次処理では十分除去できない窒素、リン等の物質の除去率向上を目的とする処理を含む。

- ・ **汚泥** 水中の浮遊物質が重力や生物の作用あるいは凝集剤

の作用によって沈殿し、蓄積し泥状になったもの。

- ・ **再生水** 下水の二次処理水を雑用水等の用途に再利用することを目的として、更に高度処理した水。
- ・ **コンポスト** 緑農地利用のため、脱水ケーキを好気性発酵させ、安定化させたもの。
- ・ **ビオトープ** 「野生生物が共存共栄できる生態系を持った場所」という意味のドイツ語の合成語。農道沿いの土地を一定の幅で野草地にしたり、川のコンクリート護岸をはがしたりして自然の保全、復元が図られたりしている。

◆ 下水道事業の財政に関すること

- ・ **公営企業** 給水事業、下水道事業、電気事業、軌道事業など、地方公共団体が企業として経営する事業の総称。
- ・ **特別会計** 地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、一般会計から分離して別に収支経理を行う会計。岩出町下水道事業は平成13年4月から地方自治法第209条第2項の規定により、岩出町

特別会計条例を制定し、事業を行っている。

- ・ **発生主義** 企業会計の基本原則の一つで、経済価値の変動を伴うあらゆる事実について、その原因となる経済活動の発生の時点で整理・記録しようとするもの。現金主義に基づくものに比べて、複雑な企業の経営成績や財政状態を正しく示すものとされている。

- ・ **企業会計** 地方財政のうえで企業会計といえは、地方公営企業法の全部または一部の適用を受ける公営企業の会計をいい、その経理については同法の定めるところによる。

現金主義ではなく発生主義に基づく複式簿記方式により経理される点などが一般会計と大きく異なる。

- ・ **官庁会計** 一般の官公庁会計においては、現金による収入または支出を記帳の基準とした現金主義方式であり、企業会計の発生主義と対比される。

- ・ **地方公営企業** 地方公共団体が直接社会公共の利益を目的として経営する企業のこと、その企業の種類は地方財政法の施行令第12条に例示されています。

- ・ **地方財政法** 地方財政の運営、国の財政と地方財政との関

係等に関する基本原則を定めたもの。公共下水道事業は、同法の規定により公営企業とされ、その経理は特別会計を設けて行い、適正な経費負担区分を前提とした独立採算制が義務づけられている。

- ・ **独立採算制** 企業がその経費を当該企業の経営に伴う収入をもって充てること。特定の受益者が受益量に応じて負担することから公平の原則に適し、企業運営の能率性の確保の観点からも合理的である。
- ・ **貸借対照表** 企業の財政状態を明らかにするため、一定の時点において当該企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書。企業の総資本がどのような源泉から調達されたかという資本の源泉形態を表すとともに、その投入された資本が、企業の内部でいかなる機能を発揮し、どのように運用されているかを示すものであり、公営企業についても決算報告書財務諸表の一環としてその作成が要求されている。
- ・ **損益計算書** 一営業期間における企業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得たすべての収益と、これに対

応するすべての費用を記載し、純損益とその発生の由来を表示した報告書である。企業がその期間にいかなる経営活動によって、どれだけ効果があったかを知り、それに基づいて過去の経営を批判し、また将来の方針を立てることができる。公営企業においても決算について作成すべき書類として要求されている。

- ・ **資産** 資産とは、現金を含め、将来収益を得るのに役立つものであり、固定資産、流動資産、繰延勘定に分類される。

- ・ **資本・負債** 資産をどのような調達方法によって手に入れたかを示すもので、企業設立当初から持っていた金銭等でまかなえば資本によって資産を取得したことになり、借金でまかなえば負債によって取得したということになる。企業自身の「もとで」であるか外部への返済を要する「もとで」であるかの違いはあるが、企業経営上の資金調達源泉としての機能は同じである。よって資本を「自己資本」、負債を「他人資本」ということもある。

- ・ **資本費** 資本費とは、地方公営企業法適用事業にあつては減価償却費等、企業債支払利息等の合計額である。

- ・ 損益取引 資本の元入あるいは引出を行わずに、正味財産高を増加または減少させる企業の経済活動。
- ・ **資本取引** 直接資本の追加投下や減額を行うことにより資本の額を増減させる取引。
- ・ **収益的収支** 企業会計年度の損益取引に基づく収入及び支出。
- ・ **資本的収支** 投下資本の増減に関する取引に基づく収入及び支出。
- ・ **収益的収入** 料金収入等の「営業収益」、受取利息や他会計補助金等の「営業外収益」、固定資産売却益等の「特別利益」からなる。
- ・ **収益的支出** 人件費・物件費等の「営業費用」、支払利息等の「営業外費用」、固定資産売却損等の「特別損失」及び「予備費」からなる。
- ・ **資本的収入** 企業債、固定資産売却代金（売却益は除く）、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄附金など、収益に関係のない収入で、現金収入を予定されるもの。

- ・ **資本的支出** 建設改良費、企業債償還金（元金）、他会計からの長期借入金償還金など、費用とは関係のない支出で、現金支出を必要とするもの。
- ・ **固定資産** 具体的な物である有形固定資産、法律上の権利等を示す無形固定資産、及び主として利殖を目的とする投資に分類される。
- ・ **有形固定資産** 土地、建物、機械装置など固定的な有体物で、購入や製作等により取得する。
- ・ **無形固定資産** 水利権、借地権、地上権など営業活動の基礎となるような財産的価値のある法律上または事実上の権利。有償で取得された物に限って計上する。
- ・ **投資** 利殖、他事業の支配及び他事業との緊密な取引関係の維持などを目的として、他事業に対して資金を投下すること。短期投資と長期投資（通常これを「投資」という）とに分けられ、公営企業においては投資有価証券、長期貸付金、基金などがある。
- ・ **償却資産** 固定資産のうち、投資、土地、立木、建設仮勘定を除いたもので、減価償却の対象となる。

- ・ **減価償却** 固定資産の経済価値の減耗を事業年度の費用として決定する方法として、その資産の耐用年数を推定し、その期間に固定資産の取得原価を割り振ることによって期間損益計算のための費用を算定すること。利益の少ないときに償却を見合わせたり、利益の大きいときに多額の償却を行ったりすることはできず、毎事業年度、減価償却を行わなければならない。

- ・ **定額法・定率法** 定額法は減価償却費の額が毎事業年度同額になるもので、時の経過に伴って平均的に価値が減耗する資産に適している。定率法は帳簿原価に一定率を乗じて減価償却費を算出するもので、当初の額が多く漸次減少する。車両など機能的減少により価値が減耗する資産に適する。

- ・ **耐用年数** 有形固定資産は地方公営企業法施行規則別表第2号に、無形固定資産は同規則別表第3号に定める耐用年数に基づき決められる。ただしこれらの別表に定める耐用年数によりがたい場合はこの限りではない。減価償却を行うにあたっては、この耐用年数の期間に取得原価を割り振る。

- ・ **みなし償却** 補助金等をもって取得した固定資産の減価償

却においては、取得原価からその補助金等の額を控除した額をもって帳簿原価とみなして減価償却を行うことができる。

- ・ **受益者負担金** 国または地方公共団体が特定の事業を行う場合に、その事業に要する経費に充てるために、その事業により受益する者に対して課される金銭上の給付義務。

- ・ **国庫補助金** 国が地方公共団体に恩恵的ないし援助的に交付する補助金。「奨励的補助金」と「財政援助補助金」とがある。

- ・ **一般会計繰入金** 下水道建設費のうちの補助金、受益者負担金および起債を充てた以外の部分、維持管理費のうちの使用料を充てた以外の部分について、一般会計から下水道会計に繰り入れるもの。

- ・ **一般会計繰出基準** 経費の負担区分に基づき一般会計が負担することとされている経費については、一般会計の必要経費として地方財政計画に計上されることとなり、この計上すべき額の算出の基本的な考え方が「地方公営企業繰出金について（総務省自治財政局長通知）」により定められている。

- ・ **汚水処理補助金** 汚水処理費のうちの使用料対象経費につ

いては使用料収入によってまかなうべきであるが、不足する分については一般会計から補助金として繰り出して負担する。

- ・ **高資本費対策負担金** 下水道事業は必然的に多額の先行投資を伴う事業であるため、供用開始当初において処理原価が極端に高くなる傾向にある。特に資本費単価が一定の基準を超える場合は、資本費の一部について一般会計から繰り出して負担することとしている。この負担金が負担する部分は、使用料対象外経費となる。

- ・ **補てん財源** 企業債や国庫補助金などの外部資金（資本的収入）が設備資金、企業債償還金等の資本的支出に不足する場合、補てん財源を使用する。補てん財源は、純利益や減価償却費など現金支出を伴わない支出によって企業内に留保されるものなどが充てられる。

- ・ **費用** 企業が収益をあげるために直接間接を問わず費消した財貨または役務に対する支出。企業会計では減価償却費など現金支出を伴わないものも費用に含まれ、このような費用は企業の内部留保金として使用できる。

- ・ **建設改良費** 固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
- ・ **支払利息** 企業債等の利息は、借入の事実が存在する期間の経過に従って発生するような性質の費用であるから、発生の原因である事実の存した期間によってその額を割り振る。
- ・ **建設仮勘定** 長期に渡る巨額の資産の建設について、当該建設に係る原価を常に適正に把握するために、建設仮勘定をもって他の資産経理と区別して整理する。
- ・ **事業報酬** 下水道事業の健全な運営を確保するために施設の改良、企業債の償還など資本的支出に充当するために料金原価に算入する経費。
- ・ **企業債** 地方公共団体が地方公営企業の建設・改良等に要する資金に充てるため起こす地方債のこと。
- ・ **特例債** 特別の地方債。国庫補助金の分割交付制度に伴って許可される地方債で、地方債計画上、公営企業債の下水道事業の中に特別分として別枠計上されていることから特別の地方債と呼ばれる。全額政府資金が充当される。
- ・ **起債充当率** 地方債の許可にあたって、各地方負担額等に

対し一定率により起債発行額の限度を決めたもので、地方債の許可方針により定められている。

- ・ **高金利起債の借換** 公営企業借換債といい、地方公営企業の経営健全化に資するため、既往の地方債を条件のよい地方債で借り換えるもの。下水道事業については、資本費及び使用料が全国平均を著しく上回っている下水道事業の有する未償還企業債(原則として公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債)を起債対象として地方債計画に計上されている。下水道事業高資本費対策借換債。

- ・ **借換債** 建設資金を調達するための主な企業債としては、政府資金(償還期間30年)、公営企業金融公庫資金(償還期間28年)、民間資金(償還期間10年)がある。償還期間が比較的短期間である民間資金は、満期時の償還額が多額となり、この償還資金を調達するために発行する企業債を借換債という。また、地方公営企業の経営健全化のため、高金利既往債の低利資金への借換による金利負担の軽減を目的とした公営企業金融公庫資金の高資本費対策借換債がある。

- ・ **財政収支計画** 将来の一定期間における事業運営に必要な経費を適正に把握するため、中期的な財政運営の指針となるもの。

◆ 下水道使用料に関すること

- ・ **使用料体系** 使用料対象経費を、どのような基準で使用者に負担していただくかという使用料のあり方。

- ・ **汚水処理費** 汚水処理にかかる費用。維持管理費と資本費からなる使用料対象経費と使用料対象外経費で構成される。

- ・ **使用料対象経費** 下水道事業に係る経費のうち、雨水に係る経費は公費で負担するが、汚水に係る経費は使用料対象経費として私費（使用料）で負担する。下水道使用料は、過去の実績及び社会経済情勢の推移を踏まえた合理的な排水需要予測並びにそれに対応する事業計画を前提とし、能率的な管理の下における適正な経費に、下水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる経費を加えた額に基づき算定する。

- ・ **汚水処理原価** 汚水処理費の有収水量1 m³当たりの単価。

- ・ **改定率** 下水道使用料による使用料対象経費の回収率は、

整備初期段階では低く設定しており、整備普及が進むに従い、回収率を100%に近づけるために使用料の改定を行う。この改定の際に、各水量区分における使用料単価の値上げ率を改定率といい、これを全水量区分で平均したものを平均改定率という。

・ **損益ベース・資金ベース** 使用料対象経費の算出方式の違い。償却資産の平均耐用年数が企業債の償還年数よりも長い場合、単年度では元金償還金より減価償却費が少なくなり元金償還金を賄いきれない。資金ベースでは事業報酬を総括原価に含ませて不足額を出さないように使用料対象経費を算出するが、損益ベースでは事業報酬を含まないため不足額が生じやすい。

・ **雨水公費・汚水私費の原則** 雨水に関する経費は一般会計（つまり税金）により、汚水処理に関する経費は受益者の使用料によって支出すること。

・ **総括原価主義** 営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用も含めた原価を使用料対象経費として下水道使用料を算定する方式。

- ・ **インセンティブ規制** 経営効率化、費用削減の誘因が働きにくいという総括原価主義の問題点を改善するために、事業効率化の誘因を明示的に盛り込んだ価格設定方式。ヤードスティック規制（基準比較方式）とプライスカップ規制（価格上限方式）がある。
- ・ **個別原価主義** 個々の使用者をいくつかの使用者群に分け、それぞれの使用実態に応じて使用料対象経費を配賦する下水道使用料の算定方式。
- ・ **固定費** 下水道使用水量及び使用者数の多寡に関わりなく、下水道施設の規模に応じて固定的に必要とされる経費であり、資本費、電力料金の基本料金、人件費の基本給部分等がこれに当たる。
- ・ **変動費** 主として下水道使用水量の多寡に応じて変動する経費であり、動力費の大部分、薬品費等がこれに当たる。
- ・ **変動需要法** 全体需要量を基準需要量（最小需要量）と変動需要量（最大需要量－最小需要量）とに区分し、それぞれの需要量区分に対応する固定費を、それぞれの需要量区分における使用者群ごとの需要量構成割合にもとづき、各使用者

群に配分する固定費配分方法。

- ・ **ピーク責任** エネルギー供給事業等で、ベース需要をより安くし、ピーク対応には応分の負担を需要家に求めること。供給者はできるだけピークを抑え設備負担を軽くして通常時の料金を下げるが、負荷変動の大きいピーク需要は、利用者が自己責任で軽減しなければ料金が高くなる。
- ・ **当初原価配賦の調整** 原因者負担の見地、節水への動機付け、生活排水者への配慮など、政策的見地から合理的範囲内で行う当初原価の再配賦。例えば、東京都独自の考え方に基づく、固定費に配賦された原価を小口から中、大口へ再配賦する調整（1次調整）や、最低料金を設定することで回収不能となる原価を回収するために行う再配賦（2次調整）などがある。
- ・ **特定排水** 企業活動に伴い工場や事業所等から排出される汚水のうち、一定量以上のものをいう。
- ・ **一般排水** 特定排水以外のすべての汚水。主に一般家庭から排出される汚水。
- ・ **水量区画** 汚水の排水量を一定の範囲毎に区分したもの。

使用料対象経費を個々の使用者に配賦するためには、まず使用者を使用水量に応じていくつかのグループ（水量区画）に分け、そのグループごとに経費を配賦する。

- ・ **累進逡増制** 使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系のこと。使用料対象経費に大きな割合を占める固定費の配賦の結果等により、生活排水等に比べて大量排出ほど単位当たりの使用料対象経費が増加する傾向がある。
- ・ **累進度** 最低単価と最高単価の倍率のこと。
- ・ **二部料金制** 基本使用料と従量使用料とからなる料金体系。
- ・ **基本使用料** すべての使用者に一律に負担させる使用料で、基本的には需要家費及び固定費とすることが適当であるが、施設型事業である下水道事業の特性により、使用料対象経費に占める固定費の割合が極めて大きいことから、固定費の一部を従量使用料として賦課している。基本水量を持つ場合は、基本水量の使用料に基本料金が含まれるが、基本水量を持たない場合は、使用水量の有無に関わりなく一定の基本使用料が賦課される。
- ・ **基本水量使用料** 基本となる一定の水量を設定し、その水

量までの使用料を基本水量使用料（最低料金）として定額とするもの。公衆衛生上の観点から、一定水量の範囲内における水使用を促すとともに、生活排水に対する使用料の低廉化を図ることができる。

- ・ **従量使用料** 基本使用料として賦課するもの以外のすべての経費であり、使用水量の多寡に応じて、水量と単位水量当たりの価格により算定され賦課される使用料。

- ・ **有収水量** 下水道使用料収入の対象となる使用水量。

- ・ **延月世帯数** 下水道使用水量を認定し使用料を賦課する調定は、1年間に6期（12期の場合もある）行う。各期における調定対象件数の1年間分の総数を延月世帯数という。

- ・ **循環型社会** 廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。